



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*10 和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

*11 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課)..... 1

○ 教育委員会規則

*5 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則 8

*6 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 15

*7 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 16

*8 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 16

○ 公安委員会規則

*3 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 17

*4 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 17

規 則

和歌山県規則第10号

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則(平成18年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例」を「和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改める。

第5条第1号中「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型施設に係る認定こども園」に改め、同条第2号及び第3号中「幼稚園型認定こども園」を「幼稚園型施設に係る認定こども園」に改め、同条第4号中「地方裁量型認定こども園」を「地方裁量型施設に係る認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項又は第4条の2」に改め、「の使用」の次に「又は行為」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 港湾施設内行為許可申請書 別記第7号様式の2

第2条第3項に次の2号を加える。

- (4) 荷さばき地
- (5) 港湾施設用地

第7条の2の次に次の6条を加える。

(物件を保管した場合の公示事項)

第7条の3 条例第7条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した物件の存していた場所及び当該物件を除去した日
- (3) 物件を保管する期間及び場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した物件を返還するため必要と認められる事項

(物件を保管した場合の公示の方法)

第7条の4 条例第7条の2第3項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項(次項において「公示事項」という。)を保管を始めた日から起算して14日間、当該物件の存していた港湾を管轄する港湾管理事務所又は振興局建設部の掲示板に掲示すること。
- (2) 前号の規定による掲示の期間が満了しても、なお物件の所有者、占有者その他当該物件について権限を有する者(第7条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、公示事項を県報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿(別記第12号様式)を物件の存していた港湾を管轄する港湾事務所又は振興局建設部に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

(物件の価額の評価の方法)

第7条の5 条例第7条の2第4項の規定による物件の価額の評価は、当該物件の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した物件を売却する場合の手続)

第7条の6 条例第7条の2第4項の規定による保管した物件の売却は、一般競争入札に付して行わなければならない。ただし、一般競争入札に付しても入札者がいない物件その他一般競争入札に付することが適当でないと認められる物件については、随意契約により売却することができる。

(返還手続)

第7条の7 知事は、保管した物件(条例第7条の2第4項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第13号様式)と引換えに返還するものとする。

(身分証明書)

第7条の8 条例第7条の3第2項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書(別記第14号様式)によるものとする。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える

別記第 7 号の 2 様式 (第 2 条関係)

港湾施設内行為許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申請者

氏 名

印

下記のとおり港湾施設内で行為をしたいので、和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の 2 の規定により申請します。

行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
その他必要な事項	

添付書類

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| 1 位置図 (縮尺1/50,000以上) | 7 設計図 |
| 2 平面図 (縮尺1/600以上) | 8 利害関係人の承諾書 |
| 3 求積図 (縮尺1/100以上) | 9 その他申請に必要な図書 |
| 4 断面図 (縮尺1/100以上) | ※ 1 ~ 3 は必須、それ以外の図書は必要に応じ添付す |
| 5 構造図 (縮尺1/100以上) | ること。 |
| 6 仕様図 | |

別記第12号様式を別記第15号様式とし、別記第11号様式の次に次の3様式を加える。

別記第12号様式 (第 7 条の 4 関係)

保管物件一覧簿								
整理番号	保管した物件等			存していた 場所	撤去し た日時	保管を 始めた 日時	保管の場所	備考
	名称 又は 種類	形状	数量					

別記第13号様式(第7条の7関係)

受領書

年 月 日

和歌山県知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

下記のとおり物件(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 物 件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた現金の額)		

別記第14号様式 (第7条の8関係)

(用紙縦6センチメートル、横8センチメートル)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 氏 名
上記の者は、和歌山県港湾施設管理条例第7条の3の規定により立入調査を行うことが出来る職員であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 印

(裏)

和歌山県港湾施設管理条例 (抜粋)
(報告及び検査)
第7条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第3条若しくは第3条の2に規定する行為又は第4条の2に規定する行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為をした者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
4 前3項の規定は、第4条第1項及び第2項に規定する港湾施設を使用した者について準用する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員給与条例」という。）第16条の3第1項若しくは第16条の4第1項又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第18条の3第1項若しくは第18条の4第1項の規定により支給されるへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第4条及び第5条の規定により算定した点数をいう。
- (2) 調整点数 基準点数の算定方法によっては捕捉し難い特別のへき地条件を測定するために、第6条又は第7条の規定により算定した点数をいう。
- (3) 合計点数 基準点数に第6条の規定により算定した調整点数を加え、又は第7条の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- (4) 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- (5) 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）による改正前の医療法第4条第1項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。
- (6) 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第1条の5に規定する病院（旧総合病院を除く。）をいう。
- (7) 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第1条の5に規定する診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。
- (8) 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校又は中等教育学校をいう。
- (9) 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第3条第1項の規定による委託又は同法第4条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。
- (10) 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。）をいう。
- (11) 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。）をいう。）であって、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理を行うもののうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。

- (12) スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。
- (13) 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所（支所、出張所その他これに類するものを除く。次号において同じ。）の所在する地点をいう。
- (14) 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 県庁の所在する地点又は県内の人口30万人以上の市若しくは人口20万人以上の市で大学（短期大学を除く。）が2以上存するもの若しくは空港（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業の用に供されている飛行場をいう。）の存するものの市役所の所在する地点のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。
- (15) 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。
- (16) 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

（へき地学校等の指定）

第3条 市町村（市町村の組合を含む。）立の小学校又は中学校（この条及び第9条において「小中学校」という。）に係る市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が45点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従って指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

- (1) 45点から79点までの学校 1級
- (2) 80点から119点までの学校 2級
- (3) 120点から159点までの学校 3級
- (4) 160点から199点までの学校 4級
- (5) 200点以上の学校 5級

2 小中学校に係る市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項の規定に基づくへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が35点から44点までの学校について行なうものとする。

3 小中学校以外の学校（以下「県立学校等」という。）に係る教育職員給与条例第16条の3第2項の規定に基づくへき地学校及びへき地学校に準ずる学校の指定並びに市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項の規定に基づくへき地学校及びへき地学校に準ずる学校の指定並びに共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に係る市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項の規定に基づくへき地学校及びへき地学校に準ずる学校の指定については、当該県立学校等又は共同調理場から最短の距離にある小中学校について算定された合計点数を当該県立学校等又は共同調理場に係る当該合計点数とみなして前2項の規定を準用する。

（基準点数の算定）

第4条 基準点数の算定は、別表第1により、当該学校について各要素ごとの該当点数（次条の規定により補正を行うべき場合にあっては当該補正を行った点数をいう。以下この条において同じ。）を合計して行うものとする。

2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。

3 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行った距離によって算定するものとする。

- (1) 急勾配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に1.5を乗じて得た距離
- (2) 急勾配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に2を乗じて得た距離

4 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を

利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に2分の1を乗じて得た距離によって算定するものとする。ただし、次条第1項第2号及び第3号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。

5 当該学校から医療機関（旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。）までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によって行うものとする。

(1) 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に3を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第2項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に3を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(2) 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に2を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第2項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に2を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(3) 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に2を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第2項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に2を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(要素ごとの点数の補正)

第5条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

(1) 交通機関のない部分の道路が積雪、雪崩、泥ねい、地すべり等の自然的条件により40日以上にわたり交通困難となる場合においては、次の表の上欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た点数（1点未満の端数を生じたときは、1点に切り上げる。）

期間	40日以上 59日以下	60日以上 79日以下	80日以上 99日以下	100日以上 119日以下	120日以上 139日以下	140日以上
割合	6分の1	6分の2	6分の3	6分の4	6分の5	6分の6

(2) 交通機関の1日の運行回数が8往復以下の場合においては、次の表の上欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が8往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第1の交通機関のない部分の点数に次の表の下欄に掲げる割合（当該学校が普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）別表第4（3）に定める3級地及び4級地の地域に所在する場合にあっては、当該割合にそれぞれ10分の1を加えた割合）を乗じて得た点数（1点未満の端数を生じたときは、1点に切り上げる。）

1日の運行回数	8往復から 6往復まで	5往復及び 4往復	3往復及び 2往復	1往復以下
割合	10分の2	10分の3	10分の4	10分の5

(3) 交通機関が積雪、雪崩、泥ねい、地すべり等の自然的条件により60日以上にわたり休止する場合には、次の表の上欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第1の交通機関のない部分の点数に次の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た点数（1点未満の端数を生じたときは、1点に切り上げる。）

期間	60日以上 89日以下	90日以上 119日以下	120日以上 149日以下	150日以上 179日以下	180日以上 209日以下	210日以上
割合	6分の1	6分の2	6分の3	6分の4	6分の5	6分の6

2 駅又は停留所までの距離の要素における該当点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、雪崩、泥ねい、地すべり等の自然的条件により60日以上にわたり閉鎖される場合には、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあつて開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第3号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

(調整点数)

第6条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- (1) 揚水施設及び配水施設のない場合は10点
- (2) 揚水施設又は配水施設のある場合（浄化装置のない場合に限る。）は5点
- 2 当該学校の所在する地域における自然的、文化的諸条件が次の各号のいずれかに該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。
 - (1) 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地である場合は20点以内で教育委員会が別に定める点数
 - (2) 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の10分の3以上のものの住所地が、当該学校から6キロメートル以上の距離にある場合は10点、当該学校から4キロメートル以上の距離にある場合は5点
 - (3) 当該学校から図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館その他これに類する施設のうち当該学校から最短の距離にあるものまでの距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に2分の1を乗じて得た距離）が、25キロメートル以上である場合は10点、12.5キロメートル以上25キロメートル未満である場合は5点
 - (4) 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第7号から第10号までに規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は5点
 - (5) 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は5点
- 3 当該学校に勤務する教員の数が、3人以下である場合は20点、4人又は5人である場合は10点を調整点数とする。
- 4 当該学校が分校である場合において、本校との距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に2分の1を乗じて得た距離）が、12キロメートル以上の場合には10点、8キロメートル以上12キロメートル未満の場合には5点を調整点数とする。

第7条 当該学校から最短の距離にある人口3万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が40キロメートル未満の場合は、当該市町村の人口及び当該距離に応じ、別表第2に定める点数を調整点数とする。

(級別の指定の特例)

第8条 隣接して設置されている小学校及び中学校であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第3条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の

点数によって級別の指定を行うことができる。

(へき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校の指定)

第9条 小中学校に係る市町村立学校職員給与条例第18条の4第2項の規定に基づくへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が30点から34点までの学校について行うものとする。

2 県立学校等に係る教育職員給与条例第16条の4第2項の規定に基づくへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校の指定及び市町村立学校職員給与条例第18条の4第2項の規定に基づくへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校の指定並びに共同調理場に係る市町村立学校職員給与条例第18条の4第2項の規定に基づくへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校の指定については、第3条第3項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(指定の見直し等)

第10条 第3条及び前条の規定に基づく指定は、おおむね6年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。

(本校及び分校)

第11条 この規則の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)

第12条 教育職員給与条例第16条の3第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、第2条から前条までの規定に基づき、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

(手当の支給)

第13条 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)

要素	細分	点												数												
		2キ メ ル 以 上	4キ メ ル 以 上	6キ メ ル 以 上	8キ メ ル 以 上	10キ メ ル 以 上	12キ メ ル 以 上	14キ メ ル 以 上	16キ メ ル 以 上	20キ メ ル 以 上	24キ メ ル 以 上	28キ メ ル 以 上	32キ メ ル 以 上	36キ メ ル 以 上	40キ メ ル 以 上	44キ メ ル 以 上	48キ メ ル 以 上	54キ メ ル 以 上	60キ メ ル 以 上	66キ メ ル 以 上	72キ メ ル 以 上	80キ メ ル 以 上	90キ メ ル 以 上	100キ メ ル 以 上	120キ メ ル 以 上	
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分	2	4	6	8	10	12	14	16	20	24	28	32	36	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	交通機関のある部分	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通機関のある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
病院までの距離	交通機関のない部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通機関のある部分	1	2	4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
診療所までの距離	交通機関のない部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通機関のある部分	1	2	4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
高等学校までの距離	交通機関のない部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
郵便局までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
市町村教育委員会までの距離	交通機関のない部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
金融機関までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
スーパーマーケットまでの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
市の中心地までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	7	8	9	10	11	

別表第2 (第7条関係)

市町村の人口	市 役 所 等 ま で の 距 離			
	10キロメートル未満	10キロメートル以上20キロメートル未満	20キロメートル以上30キロメートル未満	30キロメートル以上40キロメートル未満
15万人以上	30点	20点	15点	10点
15万人未満10万人以上	20点	15点	10点	5点
10万人未満5万人以上	15点	10点	5点	
5万人未満3万人以上	10点	5点		

備考

- 1 複数の市町村の市役所等までの距離が同じとなる場合の点数は、各点数のうちの最高点数とする。
- 2 当該学校の8割程度以上の職員がへき地手当に準ずる手当の支給を受けている場合であって、市役所等までの距離が10キロメートル未満のときは、当該距離は、10キロメートル以上20キロメートル未満とみなす。

別表第3 (第12条関係)

へき地学校

所属郡市	級	学 校 名
紀の川市	1級	鞆渕小学校 鞆渕中学校
	2級	細野小学校
田辺市	1級	上山路小学校 咲楽小学校 富里小学校 本宮小学校 三里小学校 龍神中学校 本宮中学校 南部高等学校龍神分校
	2級	近野小学校 龍神小学校 三川小学校 近野中学校
新宮市	1級	高田小学校 高田中学校
伊都郡	1級	天野小学校 丹生川小学校 花坂小学校
	2級	久保小学校 富貴小学校 筒香小学校 梁瀬小学校 富貴中学校
海草郡	1級	毛原小学校 長谷毛原中学校 海南高等学校美里分校
有田郡	1級	修理川小学校

		五西月小学校 西ヶ峯小学校 城山西小学校 楠本小学校 久野原小学校 安諦小学校 安諦中学校 白馬中学校
日高郡	1級	川原河小学校 清川小学校 美山中学校 清川中学校
	2級	笠松小学校 寒川第一小学校 中津中学校
西牟婁郡	1級	市鹿野小学校 安居小学校 三舞中学校
東牟婁郡	1級	明神小学校 明神中学校
	2級	北山小学校 色川小学校 三尾川小学校 北山中学校 色川中学校

別表第4(第12条関係)

へき地学校に準ずる学校

所属郡市	学校名
紀の川市	桃山小学校 桃山中学校
田辺市	伏菟野小学校 中山路小学校
有田郡	津木小学校 上六川小学校 粟生小学校 八幡小学校 八幡中学校 有田中央高等学校清水分校
日高郡	山野小学校 中津小学校 日高高等学校中津分校

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第59号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第59号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第52号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

第6条第2項中「みとめる」を「認める」に改める。

第7条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条の3第2項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第9条の2の見出し中「及び休日勤務手当」を「、休日勤務手当及び夜勤手当」に改め、同条第9項中「又は条例第19条の2」を「、第19条の2又は第19条の3」に改め、同条第10項中「及び休日勤務手当」を「、休日勤務手当及び夜勤手当」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第3項」を削る。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第4条の2を第3条とする。

第4条の3第1項中「第18条第1項第6号」を「第18条第1項第4号」に改め、同条を第4条とする。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

特殊勤務手当は、従事した時間数又は日数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する。

第6条第2項を削り、同条を第8条とする。

第5条の3第1項中「第18条第1項第8号」を「第18条第1項第6号」に、「別表第3」を「別表」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2中「第18条第1項第7号」を「第18条第1項第5号」に改め、同条を第6条とする。

別表第1から別表第2までを削る。

別表第3中「（第5条の3関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第6条の2中「第16条第1項第4号」を「第16条第1項第3号」に改め、同条を第5条とする。

第6条の3第1項中「第16条第1項第5号」を「第16条第1項第4号」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第7条第1項を次のように改める。

特殊勤務手当は、従事した時間数又は日数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1及び別表第1の2を削る。

別表第2中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第4条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「第4条第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に、「第4条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に、「第4条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「（第6条の3関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項第6号中「印刷、接受」を「接受」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「705人」を「708人」に、「236人」を「237人」に、「941人」を「945人」に、「1,439人」を「1,443人」に、「89人」を「88人」に、「1,528人」を「1,531人」に、「2,144人」を「2,151人」に、「2,469人」を「2,476人」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。